

令和2年

桑折町農業委員会会議録

第1回総会

令和2年1月15日

桑折町農業委員会

桑折町農業委員会総会

1. 日 時 令和2年1月15日 午後2時55分

2. 場 所 桑折町役場 第一会議室

3. 応召委員 次のとおりです。

1 安 永 吉 克	2 古 川 清
3 佐 藤 徳 雄	4 小 野 策 七
5 朽 木 泰 男	6 佐 藤 親
7 浅 野 国 英	8 後 藤 益 男
9 浅 尾 日 出 夫	10 朽 木 直 博

農地利用最適化推進委員

伊達崎・下郡 石 幡 弘 実 北半田 羽 根 田 忠 一

4. 本日の議事に参加した委員は、上記応召委員10名及び、農業委員会の要求により出席した農地利用最適化推進委員2名です。

5. 総会日程

第1 議事録署名人の指名

第2 報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用
集積計画の決定について

6. 本日の会議に出席した農業委員会事務局職員は次のとおりです。

事務局長 朽 木 紀 夫

係 長 石 幡 勝 弘

主任主査 鈴 木 克 仁

7. 本会議開会宣言

(桑折町農業委員会会議規則により会長が議長となる)

会 長

ただ今から令和2年第1回総会を開会いたします。
本日の出席委員は10名中10名です。在任する委員の過半数が出席しており、桑折町農業委員会会議規則第9条の規定により、総会は成立しております。
まず、総会日程第1の議事録署名委員を指名いたします。
桑折町農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

会 長

議事録署名委員を指名いたします。

7番 浅野 国英 委員

8番 後藤 益男 委員

会 長

それでは、総会日程第2の報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」を提案いたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【報告第1号 農地法第5条届出 整理番号1を朗読後、説明】

市街化区域内の農地について、1件の届出がありました。

内容確認のうえ添付書類も完備しており、事務局長専決により受理したため報告します。

会 長

ただいまの報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問発言なし)

会 長

特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

次に、議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第1号 農地法第5条 整理番号2を朗読後、説明】

詳細につきましては、議案書及び協議会で説明したとおりです。

整理番号2については、農地判定により第3種農地の判断となり、原則許可ができます。

会 長

ただいまの説明に関連して、地区担当である羽根田忠一推進委員より、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

羽根田委員

整理番号2について、現地を確認してきました。

申請地の南側は水路、東側は道路、北側は申請者の宅地、西側は農地に面しております。

申請者とその家族は現在、3台の自家用車を保有しているが、回転させるスペースがないため、縦列に駐車し、外出時には車の入れ替えをせざるを得ない状況にあります。

今回、申請者の宅地南側に接続した農地を転用し、敷地を拡張することにより、駐車及び回転スペースが確保できる見込みです。

申請地は平坦であるため、切土、盛り土等現状地形を変更する必要はありません。

今回申請のあった農地について、駐車場として転用し敷地を拡張しても、周辺の農地への影響はないと思います。

なお、申請者は宅地に面した申請地について、自分の土地ではないのですが、これまでも草むしり等を行っていたということです。

会 長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。

発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長 全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局 【議案第2号、農業経営基盤強化促進法 整理番号3（所有権移転）朗読後、説明】

以上、桑折町長より計画の決定を求められた案件です。現地調査の結果、計画の内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

会 長 ただいまの説明に関連して、地区担当である石幡弘実推進委員より、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

石幡委員 整理番号3について、現地を確認してきました。

会 長 申請地は、譲受人が以前から借り受けし、樹園地として耕作している農地であり、隣接している譲受人所有の農地もあります。引き続き桃を栽培することで同一地区内に農地を集積することとなるため、効率性の向上と経営規模の拡大が図られていると思われま。

また、本件の権利取得による周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保も樹園地として維持管理していくということなので、支障はないと考えます。

会 長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。

発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

以上を持ちまして、1月総会に提出されました案件は全部終了いたしました。

令和2年第1回総会を閉会いたします。

閉 会 (午後3時05分)